

小規模事業者持続化補助金 様式の作成および申請の流れについて 〈第8回 一般型〉

〈はじめに〉本補助金は給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。対象は小規模事業者のみです。また、制度内容の詳細や申請後のお問い合わせは、「**全国商工会連合会小規模事業者持続化補助金事務局**（連絡先は2枚目に記載）」にご連絡ください。※東京商工会議所は、申請書類の提出先ではありません。

〈申請の流れ〉

1. 「公募要領*」「ガイドブック」「参考資料」の最新版をダウンロードし印刷をする

※全国商工会連合会ホームページからダウンロードできます。

<https://r3.jizokukahojokin.info/index.html>

*補助金の応募に係るルールを記載しています。必ずお読みの上書類を作成ください。



2. ご自身にて様式の作成および必要書類を用意する

「公募要領」等の内容を確認しながら「様式」を作成します。



書類を作成したら

3. 【5月27日（金）】までに東京商工会議所世田谷支部に来所するか、「小規模事業者持続化補助金に係る様式4発行依頼書」をFAXする。面談予約をしたい方は東京商工会議所世田谷支部に事業者様ご本人が連絡をする。（1事業者1回のみ）

※FAX後はお手数ですが送付した旨ご連絡ください。

東京商工会議所世田谷支部
世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 2階
電話：03-3413-1461 FAX 03-3413-1465
(9:30～17:00/土日祝日除く)

〈予約当日のお願い〉

面談者：事業者様ご本人（代理人不可）

お持ちいただく書類：「様式①、②、③」を2部ずつ印刷してお持ちください。

※うち1部は当商工会議所保管用です。返却はいたしません。

予約時間について：予約時間の10分前に必ずお越しください

遅刻された場合、終了時間は延長できません。



4. 面談後、営業日2日後に「様式4」を世田谷支部に取りに行く



5. 全ての必要書類（および電子データ）を「全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局」に郵送（締切日当日消印有効）、または電子申請（締切日23:59まで）で提出する

〒151-8799 代々木郵便局留め
「【一般型】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局」

※締切日までに郵送（郵便のみ）にて提出する。（※USBなど電子データを含む）

※提出書類は、公募要領後半に掲載の「応募時提出資料」にてご確認ください。

※G ビズ ID をお持ちの方は、補助金申請システム「J グランツ」でもご申請いただけます。アカウントの事前登録が必要です。 裏面につづく→

<お問い合わせ先> 制度内容や公募要領では不明確な点については
下記の事務局にお問い合わせください

商工会議所地区 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算

小規模事業者持続化補助金事務局（商工会議所地区 補助金事務局）

電話： 03-6632-1502

(9:00~12:00、13:00~17:00/土日祝日、年末年始の休業日除く)

<提出後について> -----

事業者と小規模事業者持続化補助金事務局※のやり取りになります。

東京商工会議所は、審査・採択後の手続きには一切関与しておりません。

⇒詳細は補助金事務局にお問い合わせください。

提出後の流れなどの詳細は、「ガイドブック」をご参照ください。

※全国商工会連合会ホームページからダウンロードできます。

<https://r3.jizokukahojokin.info/index.html>